

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
																							
組織・公正な取引	1	【内部管理体制】 ・経営理念及び経営目標を社内でも共有、実践している。	●		富士通グループは、新たな「Fujitsu Way」を社員一人ひとりの行動の拠り所として企業活動を推進し、「バーパス」の実現を目指す。Fujitsu Way とは、社会における富士通グループの存在意義(バーパス)、大切にすべき価値観、および日々の活動において社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則(行動規範)の3つから構成されています。								8	9								17	
	2	【法令遵守】 ・法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	●		コンプライアンスに係るFujitsu Way「行動規範」の組織全体への周知徹底をさらに図るために、グループ全体にグローバルコンプライアンスプログラムを展開することで、高いコンプライアンス意識を組織に根付かせるとともに、経営陣が先頭に立って、従業員一人ひとりがいかなる不正も許容しない企業風土(ゼロ・トレランス)を醸成する。 社長、部門長またはリージョン長からコンプライアンス遵守の重要性をメッセージとして発信:1回以上/年																16		
	3	【公正な競争】 ・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、社員に周知している。	●		2と同様											10						16	
	4	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当や専門部署などの体制を整備している。	●		富士通グループは2020年4月にサステナビリティ経営委員会を設置。委員会の開催は半期に一度を計画しており、非財務分野の活動進捗や目標達成状況の確認、新規活動の審議、そして非財務指標の討議などを行い、その結果は経営会議と取締役会に報告。委員長は社長とし、サステナビリティ経営の視点から委員長が指名する役員が委員に任命。(2021年5月時点、委員長含め16名)																16		
	5	【知的財産保護】 ・知的財産の保護に取り組んでいる。	●		全社員の行動の原理原則として「The FUJITSU Way」を定めており、その中の行動規範の一つとして「知的財産を守り尊重します」を掲げ、知的財産を重要な経営資産とすると同時に、他社の知的財産を尊重し正当な手続きを経て知的財産を入手、利用するように努めております。具体的な規程としては、社内規程として「知的財産権取扱規程」を設け、当社の従業員が遵守すべき事項を示し、当社における知的財産権の適切な取扱いの実現を図っています。 加えて、知財活動の支援部門を組織し、各部門には知財活動推進の責任者を任命する事で、支援部門と知財推進責任者が連携して各部門における知財活動(知財勉強会や知的財産の取得、保護、活用および侵害回避等の活動)を実施しています。さらには、定期的な知財推進会議の開催により知財活動の取組状況の確認や意識共有を図っています。また、知的財産に関するe-Learningを複数開講しており、従業員への教育も実施しています。								8.2 8.3	9									
	6	【個人情報保護】 ・個人情報を適切に管理している。	●		・プライバシーマークを取得し、維持している。 ・必ず年1回、全社員に個人情報教育を実施している。 ・個人情報取扱プロジェクトごとに管理責任者を設け、保管時のアクセス制限、送信時の暗号化等各種安全管理対策を施している。 ・インシデント発生時のエスカレーションルールを設けトップマネジメントも含め迅速に対応する体制を設けている。																16		
	7	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している。(※利害関係者:消費者、投資家等及び社会全体)	●		2020年度より、従来の財務指標に加え、お客様からの信頼を示す「顧客ネット・プロモーター・スコア(NPS)」と社員のマインドセットや組織のカルチャーへの共感を示す「従業員エンゲージメント」を新たに非財務指標として設定。当社グループは、サステナビリティの重要課題を「グローバルレスponsibleビジネス」と定め取り組んでいます。こうした取り組みがお客様や社員からの信頼獲得につながり、その結果が非財務指標に表れると考えている。今後は、2つの非財務指標のデータをグローバルかつ継続的にモニタリングする仕組みづくりを進め、そこから得た洞察を様々な活動に反映していく。															16	17		
	8	【サプライチェーン管理】 ・サプライヤー、事業パートナー等と、人権侵害の防止、生物多様性や生態系への悪影響の防止、倫理面での適切な対応(ハラスメント・汚職・贈収賄防止)について認識を共有し、共に取り組んでいる。		●						5			8		10		12	13	14	15	16	17	
	9	【災害や事故への備え】 ・地震や水害などの自然災害や事故などに備え事業継続計画(BCP)を策定し、訓練や見直しを行っている。		●	富士通および国内グループ会社は、不測の事態発生時にも、お客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスを安定的に供給するため、事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を策定。また、このBCPの継続的な見直し、改善を実施するために事業継続マネジメント(BCM:Business Continuity Management)を推進。新型コロナウイルス感染症について、富士通グループでは、お客様、お取引先、社員およびその家族の安全確保と感染拡大の防止を最優先としつつ、お客様への製品・サービス提供の継続および感染拡大により生じる様々な社会課題の解決に資する取り組みを進めている。具体的には、社員に対する在宅勤務や時差出勤の推奨、社内会議や当社主催イベントのウェブ会議・ウェブ配信への切り替え、国内外の政府当局およびお客様と連携した諸施策の実行などにより、感染流行期にも重要な事業を継続維持し、社会的責任を遂行することを目指している。									9		11		13.1			16	17	

	10	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている		●								8	9								17
	11	【公正な貿易】 ・フェアトレード商品の調達に取り組んでいる。		●		1	2			5		8				12	13	14	15	16	17
労働・人権	12	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出自などによる差別や各種ハラスメントを防ぐ体制が整備され、社内で差別や人権侵害がないことを確認している。	●		富士通グループ共通の価値観を示すFujitsu Wayでは、行動規範の1番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。こうしたFujitsu Wayの行動規範に沿った人権尊重の取り組みを推進するため、富士通グループは2014年12月に「富士通グループ人権に関するステートメント」を公表しました。これは日・英を含む21カ国語に翻訳され、グループ各社で浸透を図っています。また、雇用における人権尊重を徹底するため「富士通グループ 雇用における人権尊重に関する指針」も定めています。				4.3 4.4 4.5	5.1 5.2 5.5		8.5 8.7 8.8		10.2 10.3						16.1 16.2 16.7	
	13	【労働安全衛生】 ・業務中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる。	●		富士通グループでは、各リージョンにおける安全衛生推進体制を設け、各国法に則った労働安全衛生に関するコンプライアンスや予防対策を徹底するために、リージョン主導の包括的なアプローチを進めています。 日本の各事業所における「安全衛生委員会」を統括する機能として、人事部門、健康管理部門の担当役員および労働組合の代表者などにより構成される「中央安全衛生委員会」を設置しています。中央安全衛生委員会では、年1回各事業所で発生した災害状況の確認状況および防止策を、経営層および各事業所に報告・情報共有するとともに、労働安全衛生に関する全社的な方針を策定しています。 また、各事業所の安全衛生組織は、毎月「安全衛生委員会」を開催し、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に沿って事業所の特性に適した方針策定と安全・健康な事業所づくりに取り組んでいます。また、職場巡視を行い、危険箇所や健康障害となり得る要因のチェックと改善、リスクアセスメントを実施しています。			3			8.8										
	14	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している。	●		・従業員(正規従業員・契約社員など)の公正な待遇を行っている。 ・厚生労働省「同一労働同一賃金ガイドライン」を理解し、2020年4月までに有期雇用契約の取扱い整備(主に定年後再雇用制度の改訂)を行っている。				5.5		8.5		10.2 10.3								
	15	【ワークライフバランス】 ・働き方の見直し等により、過度な長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るためのワークライフバランスを推進している。	●		・フレックスタイム、専門業務型裁量労働制の採用 ・テレワーク勤務の推進 ・年次休暇取得推進 ・ノー残業デーの設定 ・仕事と治療の両立支援			3		5.5		8.5 8.8		10.3							
	16	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している。	●		富士通および国内グループ会社において、多様な社員一人ひとりが、自身のキャリア志向や強みに応じて学び、成長することを支援するため、従来は各階層を対象として提供していた一律の必修研修を廃止し、自身の特性や目指すジョブに応じて選択するかたちとしています。 ただし、自律的な学び・成長の基礎となるキャリアオーナーシッププログラムや富士通パーソンとして重要となる知識や考え方については必修として受講を推進します。			4	5.5		8	9									
	17	【健康経営】 ・従業員が心身ともに健康を維持できるよう対策を講じ、生産性の向上に取り組んでいる。	●		富士通および国内グループ会社に健康管理スタッフを配置し、健康保険組合が連携して、以下の5項目を重点施策と定め、社員(退職者含む)とその家族の健康保持増進およびヘルスリテラシー(健康に関わる素養)を高める健康支援活動に取り組んでいます。 ・生活習慣病対策 ・がん対策 ・メンタルヘルス対策 ・喫煙対策 ・職場環境の改善と健康意識の向上			3			8									17	
	18	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる。	●		・業務運営や昇格・昇級等に、人種、性別などの違いによる差別的待遇はない。 ・幹部社員の女性登用比率、社員意識調査でのD&I項目の肯定回答率向上など数値目標を設定し、経営戦略のひとつとして取り組んでいる。			4.4	5.1 5.5		8.5		10.2 10.3							16.7	

環境	22	【環境汚染予防】 ・廃棄物や有害化学物質の適切な管理、及び処理に取り組んでいる。	●		富士通グループでは、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから資源を回収またはエネルギー源として利用する取り組みを継続。国内では、年々廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるものの、新たな処分場の建設が困難であるため、残余年数に限界があるなど、廃棄物の処理を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。循環型社会形成推進基本法で定められている①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収に従って、半導体やプリント基板の製造で発生する廃酸、廃アルカリ、汚泥の発生量を削減するため、設備導入や再利用などを積極的に推進。また、廃棄物の処理を適正に行うために廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、全社共通規格にて廃棄物処理委託基準を定めている。													11.6	12.4		14.1	15.1				
	23	【エネルギー】 ・電力やガソリンなど、自社のエネルギー使用量を把握し、その削減に取り組んでいる。	●		「サステナビリティ経営委員会」は「環境」からのグループ全社に関わる環境関連事項の活動状況や目標達成状況について定期的な報告および新規活動の審議などを行う。例えば、エネルギー使用量やCO2排出量の削減、環境リスクへの対応など、環境経営全般における中長期的な課題の方向性を決定し、環境マネジメントレビューの実施や富士通グループ環境行動計画の承認を行う。								7.3						13							
	24	【温暖化対策】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる。	●		23と同様		2.4							7.2 7.3 7.a						12.4	13	14	15			
	25	【生物多様性】 ・自社活動が環境(生物多様性や生態系等)に悪影響を及ぼさないように配慮している。	●		2009年10月にはより具体的に生物多様性に取り組んでいくために「生物多様性行動指針」を策定 重点施策 ・生物多様性保全へのIT(情報技術)の活用 リモートセンシング、データベース、分析・評価手法など、生物多様性の保全と持続可能な利用にITを活用。 ・生物多様性の社会への普及に貢献 生物多様性の保全およびその持続可能な利用を社会に浸透させるために、それらを実践する人づくりが大切であるとの認識のもと、社会における普及・啓発と、それを支える情報基盤の構築に貢献。 ・グローバル規模での展開 富士通グループのグローバルに統合された環境マネジメントシステムを活用し、社員一人ひとりの生物多様性に対する意識向上に努め、グローバルに生物多様性へ取り組む。																	14	15			
	26	【効率的な資源利用】 ・ごみを減らし、資源を有効的に繰り返し使うため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に取り組んでいる。	●		22と同様										9.4					12.2 12.4 12.5		14.1	15			
	27	【水の管理】 ・熊本の水資源の質と量の保全に取り組んでいる。	●		熊本の水資源環境を守るイベントに熊本支社で定期的に参加 ・2019年 白川流域リバーネットワーク主催 しらかわの日～流域一斉清掃～等		2.4							8.1 6.3 6.4 6.6 6.b					11.5			14.1 14.2 14.3	15		17	
	28	【環境に配慮した製品等】 ・環境に配慮した製品の購入や製品の開発・製造に取り組んでいる(グリーン購入、リサイクル製品認証等)。	●		22と同様										9.4					12.4 12.5	13	14	15			
	29	【食品ロスの削減】 食品ロスの削減に取り組んでいる。		●			1	2							6.4						12.3		14	15		17
	30	【緑の保全管理】 ・壁面緑化や植栽など緑の創出と保全、管理に取り組んでいる。		●																11.6 11.7		13.1 13.3		15		17
	31	【エネルギー効率の見直し・再生可能エネルギーの利用】 ・高効率機器の導入等によるエネルギー使用率の改善またはや再生可能エネルギーの利用や供給に取り組んでいる。		●											7.1 7.2 7.3 7.a		9.4			11.5		13.1 13.3				
	32	【森林資源の循環利用に向けた取り組み】 ・”伐って、使って、植えて、育てる”の持続的な森林利用への取り組みを推進している。		●											6			9.4		11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	33	【植林等の取り組み】 ・植林等の森林整備活動に取り組んでいる。		●											6.1 6.3 6.6					11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	34	【海洋ごみ】 ・環境中で分解しにくいプラスチックの使用削減等、海洋ごみ、海洋汚染の防止削減に貢献している。		●		プラスチックの使用削減に取り組んでいる。 熊本支社に設置している飲料自動販売機において、2021年度にペットボトル飲料をすべて廃止。 マイボトルを推奨している。															12.2 12.5		14			
35	【環境に配慮した交通手段】 ・電車やバスなどの公共交通機関の利用や、電気自動車や水素自動車などの環境にやさしい自動車の使用を促進している。		●												9.4				11.2		13.1 13.3					
36	【2050年CO2排出量実質ゼロへの取り組み】 ・2050年CO2排出実質ゼロを目指し、計画的にCO2削減に取り組んでいる。		●		富士通グループは、中長期環境ビジョンを策定し、グローバルICT企業として脱炭素社会に率先して取り組む意志を込めて、自社グループから排出されるCO2排出量を、2050年までの期間を3つのフェーズに分けて段階的にゼロにする、というチャレンジングなCO2排出量削減ロードマップを定めている。									7.1 7.2 7.3 7.a		9.4		11.6 11.a	12.8	13				17.17		

製品・サービス	37	【製品・サービスの安全性と品質】 ・製品・サービスの安全性や品質を確保する仕組みを構築している。	●		Fujitsu Wayの下に、どの製品・サービスであっても共通して守る指針・憲章と、製品・サービスの特性やお客様の要求事項、法令・規制などに合わせて守る規程・標準類を整備。「富士通グローバル品質指針」は、Fujitsu Wayの大切にする価値観「信頼:テクノロジーを活用し、信頼ある社会づくりに貢献します」を実践するための富士通グループ共通の考え方を示したものとなる。お客様に安心してお使いいただける製品・サービスを提供し続けるためにも、「品質」を我々の根幹として捉え、グローバルでの共通認識を持てるよう、本指針を定めている。			3.9							9		12.4								
	38	【ユニバーサルデザイン】 ・障がい者、高齢者に特定せず、誰もが利用しやすいサービス提供や環境整備を行っている。	●		富士通グループでは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支え合える「心のバリアフリー」に関する商品開発を行っている。(聴覚障がい者向けデバイス「Ontenna」等)										9.1	10	11.7							17	
	39	【地域資源】 ・地産地消を推進し、熊本県産の原材料を優先的に使用している。		●			2.3 2.4						7.3	8	9		11.a	12.3	13	14	15			17	
	40	【木質化の取組み】 ・自社の執務室等の天井や床、壁等の内装や外壁等に木材を使用し、木質化を推進している。		●								7						12.2	13.1		15				
	41	【社会課題解決】 ・社会課題を解決するための製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる。		●	気候変動への対応を始めとする企業のサステナビリティ経営や脱炭素・カーボンニュートラルの取組に必要なデータの収集・集計・開示を支援する「EcoTrack」を開発・販売。気候変動への対応を始めとする企業のサステナビリティ経営や脱炭素・カーボンニュートラルの取組に必要なデータの収集・集計・開示を支援するSaaS型サービス。温室効果ガス(GHG)の排出量集計、環境効率評価などグローバル企業の環境経営を支援するソリューションで100社を超える企業・団体に導入。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
	42	【攻めの農林水産業】 ・地域における産学官連携等による新たな品種開発を促進するなど、地域レベルで農林水産業の生産能力向上に努めている。		●			2.3 2.4							8.2	9.2 9.4		11.a	12.2		14	15			17	
持続可能な社会・地方創生	43	【地域への参画】 ・自治活動や福祉活動、防災活動や寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。	●		熊本市主催の火の国祭り及び熊本城マラソンのボランティアに毎年参加している(開催中止年を除く)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
	44	【防災、減災、レジリエンス(自助)】 ・過去の地震や水害などの災害を教訓に、事業への被害を防止・軽減するため、ハザードマップを確認し、避難行動計画や事前防災対策を進めている。	●		・防災備蓄や防災グッズを常備している ・入居ビルの年に1回の避難訓練に参加				4							11.5		13.1			16				
	45	【防災、減災、レジリエンス(共助)】 ・地域防災の担い手としての認識を持ち、防災士、水防団員、救助救急等の必要な技能を持つ社員を育成したり、地域消防団の活動に参加している。		●	富士通および国内グループ会社は、災害発生時の安全確保、被害の最小化と二次災害の防止に努め、操業の早期再開とお客様・お取引先の復旧支援の推進を基本方針として、社内組織の強固な連携体制の構築と事業継続対応能力の強化を図っている。特に、各事業部やグループ各社の職制系統による対応に加えて、地域ごとに所在するグループ各事業所が協力する「エリア防災体制」の構築を進めている。また、防災体制の実効性を検証し、対応力強化を図るために、全社、対策本部、事業所、個人など各階層に応じた訓練を行うとともに、被害の最小化、事故の未然防止のため自主点検や検証活動を行っている。これにより、課題を把握し、改善に向けた検討・施策を推進し、継続的な防災・事業継続能力の向上を図っている。	1.5		3	4						10.2	11.5		13.1			16	17			
	46	【防災関連商品の開発・販売】 ・防災関連商品の開発・販売を促進している。		●	富士通及び富士通グループは多発するゲリラ豪雨から住民の安全・安心を守るための効果的な情報発信と、職員の水防業務の支援強化、システム構成の最適化を特徴とした「河川情報システム」や気象庁から土砂災害に関する情報を受信し、各市町村の土砂災害警戒情報、5km x 5kmメッシュ範囲毎の危険度判定情報をインターネットにより住民へ提供し、土砂災害警戒情報、大雨警報注意報が発表されたとき、防災担当職員や住民へメールを配信する「砂防情報システム」を開発・販売促進している。									9		11	12	13.1							
	47	【SDGsの普及啓発】 ・環境問題や人権問題をはじめとした社会課題の解決に向け、SDGsの普及啓発や教育機会の提供を行っている。		●	2020年、社内に設置されたオンデマンド型の学びのプラットフォーム「Fujitsu Learning EXperience」上で、研修教材として、富士通のパーパスとSDGsの関係を解説するビデオを公開。社員1人ひとりが自らの仕事の先につながる社会課題への共感を持つことで、SDGsを共創ツールとして活用したお客様の価値創造支援につなげていくことを狙いとしている。 社員一人ひとりの人権課題に対する意識向上を図るために、2016年度にグループ社員10万人を対象とした「ビジネスと人権」に関するeラーニングを実施しており、さらに2021年度中に新たにグループ全社員を対象とした教育を実施中。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
	48	【インターンシップ等の受入れ】 ・職場体験、インターンシップの受入れ、職場関連授業の実施など、地域の児童や学生に対し、職業の学びの場を提供している。		●					4					8.6		10.2							17		
	49	【若者の地元定着等】 ・若者の県内就職を促進する取組みを行っている。		●					4.4					8.5 8.6									17		
	50	【農林水産業の担い手確保】 ・子どもに対する農林水産業教育を行うなど、地域における農林水産業従事者の確保に取り組んでいる。		●			2		4.3 4.4 4.5					8.6		10.2		12	13	14	15		17		

・基本項目は25項目全てに、チャレンジ項目は25項目のうち5項目以上に具的な取組みを記載してください。
・「企業」や「社内」とあるものは、NPO法人や個人事業主等はそれぞれの形態に応じて、読み替えてください。
・【予定】の項目は1年以内に【〇年〇月実施】として、具体的取組みを記載のうえ、提出してください。